

水産業被害に係る金融面での支援対応

令和6年1月4日
水産漁港課

○水産業関係資金融資制度

制度の種類	制度の内容	問い合わせ先
<p>漁業近代化資金 【設備資金】</p>	<p>1. ご利用いただける方 漁業を営む個人・法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業を営む個人・法人、水産加工業協同組合</p> <p>2. 貸付条件等</p> <p>(1) 貸付対象事業 漁船建造資金及び漁具購入資金等の設備資金 (借入額は貸付対象事業費の80%以内。ただし、知事が特別認める場合は100%)</p> <p>(2) 貸付利率 1.10% (随時改定)</p> <p>(3) 償還期間 5～20年以内 (据置期間3年以内)</p> <p>(4) 融資機関 東日本信用漁業協同組合連合会等</p> <p>(5) 融資限度額 1,800万円～3億6,000万円 (漁協等12億円)</p>	<p>水産漁港課経営係 TEL 076-444-3291 (平日 8:30～17:15)</p>
<p>漁業振興資金 (漁業経営安定資金) 【運転資金】</p>	<p>1. ご利用いただける方 海面において漁業又は養殖業を営む個人・法人</p> <p>2. 貸付条件等 漁業者が各年の操業開始時に必要な資金</p> <p>(1) 貸付条件等 漁業者が各年の操業開始時に必要な資金</p> <p>(2) 貸付利率 1.8% (随時改定)</p> <p>(3) 償還期間 1年 (据置はなし)</p> <p>(4) 融資機関 東日本信用漁業協同組合連合会等</p> <p>(5) 融資限度額 1,000万円 (特認2,000万円)</p>	<p>水産漁港課経営係 TEL 076-444-3291 (平日 8:30～17:15)</p>